

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 207 号 この資料は全部お読みいただいて約 2 分です。

今回のテーマ： 学校法人会計基準に「キャッシュ・フロー計算書」が導入される？

平成 21 年 4 月 14 日に日本公認会計士協会から、学校法人委員会研究報告第 13 号「キャッシュ・フロー計算書導入に係る提言」が公表されました。この研究報告は、学校法人が作成する計算書類の一つにキャッシュ・フロー計算書（以下、CF 計算書）を導入することを提言しています。

1. CF 計算書とは

CF 計算書とは、「一年間の資金の流れを、学校活動の種類（三区分別）に分けて表示した計算書類」です。ここでいう資金とは、現金及びいつでも引き出すことができる預貯金を指し、学校法人会計基準における資金収支計算書上の支払資金と同一の概念です。

学校活動の種類（三区分別）とは、① 教育研究及び付随事業に係る収支活動、② 施設等の整備や資金の投資・回収活動、③ ①と②を維持するための財務活動をいいます。活動区分を明確に設けることで、CF 計算書は「資金の獲得・使用がどのような種類の活動から発生しているか」を客観的に表すことができます。

2. CF 計算書の重要性

営利企業に限らず学校法人も経営管理について社会的に「説明責任」を果たす必要性が高まってきた今日、学校経営を担う理事者は、学校法人の経営管理について有用な情報を利害関係者に提供することが強く求められるようになりました。

学校法人委員会研究報告第 13 号の中でも、「説明責任」という言葉が繰り返し使われ、学校法人の経営の実態をより明瞭に説明する手段の一つとして有用な計算書類である CF 計算書を、新たに学校法人会計基準に含めることが重要、としています。また、国立大学法人会計基準や公益法人会計基準などではすでに CF 計算書を導入しており、財務書類の比較可能性を確保する観点からも、学校法人会計基準に CF 計算書を導入することを提言しています。

3. 資金収支計算書の除外

CF 計算書には資金収支計算書と類似した点が多いため、同号が提案する計算書類の体系からは資金収支計算書が除外されています。ただし資金収支計算書特有の情報は、別の形で補われる予定です。また他に資金の範囲が学校法人の意思決定（特定資産の設定の有無）によって変動することになる等の課題が残されており、今後の動向に注目が必要です。

4. CF 計算書の作成義務付けの範囲

同号は「CF 計算書の作成を義務付けるのは、一定規模以上の学校法人とし、それ以外の学校法人においては作成を省略できるよう手当する」とし、実務面での過度な負担に配慮しています。

お見逃しなく！

現行の資金収支計算書からも、資金の源泉・使途を区分することにより CF 計算書を容易に作成することができます。特に①の教育研究及び付随事業に係る収支は、学校法人の基礎的な資金獲得能力を示すもので、非常に重要な指標です。これにより、資金収支計算書では見えなかった、学校法人の将来の設備投資能力、あるいは借入金返済能力を理解することができます。